

【訪問看護医療DX情報活用加算】

当訪問看護ステーションでは、厚生労働省が示す訪問看護医療DX情報活用加算（以下「本加算」といいます）の要件に基づき、オンライン資格確認システムを通じて診療情報・薬剤情報等を取得し、質の高い訪問看護を提供できる体制を整えています。

【訪問看護医療DX情報活用加算とは】

地方厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療DX活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

これに関係する施設基準は以下の通りです。

1. 施設基準の届け出

当ステーションは、地方厚生局長に「訪問看護医療DX情報活用加算」に係る届け出を行っています。

2. オンライン資格確認等の体制

オンライン資格確認等システムにより得た情報を活用し、看護師等が訪問看護計画を作成・実施することで、計画的な管理を行います。

3. ウェブサイトへの掲示

本加算の算定に伴い、上記体制についてウェブサイトに掲示し、適宜見直しを行います。

【個人情報の取り扱いについて】

厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービス提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

【お問い合わせ】

訪問看護ステーション やすらぎ

☎ 0880-31-2266 FAX 0880-31-2267

担当者（管理者） 山沖世紀